

# 高知県集落活動センター推進事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、高知県補助金等交付規則（昭和43年高知県規則第7号。以下「規則」という。）第24条の規定に基づき、高知県集落活動センター推進事業費補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し必要な事項を定めるものとする。

(補助目的)

第2条 人口減少及び高齢化が進む本県において、集落機能の維持、地域活動の担い手確保等の課題を抱える集落が、集落同士の連携等により地域の課題及びニーズに応じて総合的に地域ぐるみで取り組む仕組みづくりを促進し、集落の維持・再生や活性化を図るために、市町村、高知県集落活動センター連絡協議会及び集落活動センター運営組織（以下「補助事業者」という。）が実施する事業に要する経費について、予算の範囲内で補助金を交付する。

(補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げるものとする。

(1) 整備事業

地域の課題解決に向けて取り組む集落活動センターの初期投資等に係るハード又はソフト事業

(2) 人材導入活用事業

集落活動センターの実施に必要な人材（以下「人材」という。）を導入し、活用するための事業

(3) 広域連携事業

集落活動センターが、当該集落活動センターの構成集落以外の集落及び他の集落活動センターと新たに連携して事業を行う場合に必要なハード事業又はソフト事業

(4) 継続・発展支援事業

集落活動センターの継続・発展を目的に、集落活動センター運営組織が取り組む新たな活動並びに事業継続及び拡充のための事業の実施に係るハード又はソフト事業

(5) 連携推進事業

高知県集落活動センター連絡協議会支援事業

高知県集落活動センター連絡協議会が実施する事業

2 補助事業の実施基準は、別途定めるとおりとする。

3 補助対象とする事業期間は、原則として、単年度とする。

(補助対象経費等)

第4条 補助対象経費、補助事業者、事業実施主体、補助率及び補助限度額は、別表第1に定めるとおりとする。ただし、前条第1項第5号に掲げる事業を除き、算出された交付額に1,000円未満の端数を生じた場合は、当該端数を切り捨てるものとする。

(補助金の交付の申請)

第5条 補助事業者が、補助金の交付を受けようとするときは、補助事業ごとに、市町村にあっては別記第1号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第10号様式、による補助金交付申請書を知事に提出しなければならない。

2 前項の補助金交付申請書の提出に当たって、当該補助金に関する消費税仕入控除税額等（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除することができる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において当該補助金に係る消費税仕入控除税額等が明らかでない場合は、この限りでない。

(補助金の交付の決定)

第6条 知事は前条第1項の規定による補助金の交付の申請が適当であると認めるときは、補助金の交付の決定をし、当該補助事業者へ通知するものとする。

(補助金の交付の条件)

第7条 補助金の交付目的を達成するため、補助事業者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 補助金に係る収入及び支出を明らかにした帳簿並びに当該収入及び支出についての証拠書類を補助事業終了の翌年度から起算して5年間保管しなければならないこと。
- (2) 補助事業により取得した財産は、善良な管理者の注意をもって適正に管理するとともに、第2条に規定する補助目的に従ってその効率的な運用を図らなければならないこと。
- (3) 補助事業の実施に当たっては、別表第2に掲げるいずれかに該当すると認められるものを契約の相手方としないこと等の暴力団等の排除に係る県の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (4) 補助事業の執行に際しては、県又は市町村が行う契約手続の取扱いに準じて行わなければならないこと。
- (5) 補助事業が予定の期間に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに知事に報告し、その指示を受けなければならないこと。
- (6) 補助事業を中止し、又は廃止する場合は、その旨を記載した書面を知事に提出し、事前にその承認を受けなければならないこと。
- (7) 間接補助金の交付の決定に当たっては、相手方が県税の納税義務者である場合は県税の滞納がないことを確認したうえで決定すること。
- (8) 補助事業者は、間接補助金の交付に際しては、間接補助事業者に対して第1号から前号までの条件を付さなければならないこと。

(補助事業の重要な変更)

第8条 補助事業について、次の各号に掲げるいずれかの重要な変更を行おうとするときは、あらかじめ、市町村にあっては別記第2号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第11号様式による事業変更申請書を提出し、知事の承認を受けなければならない。

- (1) 事業実施主体の変更
- (2) 補助事業の新設又は廃止
- (3) 補助事業の施行箇所の変更
- (4) 補助事業の完了年月日の延期
- (5) 補助金額の増額
- (6) 別表第1に掲げる事業区分ごとの補助金額の30パーセントを超える減額
- (7) 補助事業の重要な部分に関する変更（必要に応じ事前に知事に協議すること。）

(補助事業の実績報告)

第9条 規則第11条第1項の補助事業等実績報告書の様式は、市町村にあっては別記第3号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第12号様式によるものとし、補助事業者は、補助事業が完了した場合は、完了の日若しくは廃止の承認を受けた日から起算して30日を経過した日又は補助事業の完了の日が属する年度の翌年度の4月10日のいずれか早い期日までに知事に提出しなければならない。

2 前項の実績報告書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

- (1) 市町村が事業実施主体の場合
  - ア 工事請負、委託等の契約書（契約件名、契約期間、契約金額及び契約当事者が記載された部分のみとし、契約を変更した場合にあっては、その事実を確認することができる書類）の写し（補助事業分に限る。）
  - イ 支払関連書類
  - ウ 完了検査調書の写し
  - エ 工事出来高設計書
  - オ 完成写真（必要最小限の枚数で施行前と施行後とを対比することができるものであること。）

カ 平面図（建物の整備等のハード事業に限り、建物整備の場合は、立面図も添付すること。）

キ 広報紙等

ク 成果物の写真

ケ 人材の委嘱状の写し

コ 人材の活動が分かる資料

(2) 前号以外の場合（次号を除く。）

ア 市町村の補助金交付決定通知の写し

イ 市町村の補助金検査調書の写し

ウ 実施した補助事業の内容が分かる資料（完成写真、図面、活動状況が分かる資料、写真等）

エ 工事出来高設計書（取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超えるもの）

(3) 高知県集落活動センター連絡協議会（連携推進事業）

ア 支払関連書類

イ 実施した補助事業の内容が分かる資料（活動状況が分かる資料、写真等）

3 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の実績報告書の提出の時期までに、当該補助金に係る消費税仕入控除額等が明らかになった場合は、これを補助金額から減額して報告しなければならない。

4 第 5 条第 2 項ただし書の規定により補助金の交付の申請を行った場合であって、第 1 項の実績報告書を提出した後に消費税及び地方消費税の申告により当該補助金に係る消費税仕入控除額等が確定した場合は、その金額（前項の規定により減額した補助事業者において、その金額が減じた額を上回る場合にあっては、当該上回る額）を市町村にあっては別記第 4 号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第 13 号様式により速やかに知事に報告するとともに、当該金額を知事に返還しなければならない。

（年度終了実績報告）

第 10 条 規則第 11 条第 1 項後段の規定による会計年度終了時における実績の報告は、別記第 5 号様式によるものとし、当該会計年度の翌年度の 4 月 10 日までに、関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（繰越しの承認申請）

第 11 条 補助事業者は、補助金の交付の決定があった年度内に事業を完了しなければならない。ただし、第 3 条第 1 項第 1 号、第 3 号又は第 4 号に定める事業について繰越しの承認を受けた場合は、この限りでない。

2 補助事業者が、前項ただし書の規定による繰越しの承認を申請するときは、別記第 6 号様式による補助金繰越承認申請書に関係書類を添えて、知事に提出しなければならない。

（概算払）

第 12 条 補助事業者は、規則第 14 条ただし書の規定に基づき補助金の概算払の請求をしようとするときは、市町村にあっては別記第 7 号様式、高知県集落活動センター連絡協議会にあっては別記第 14 号様式による請求書を知事に提出しなければならない。

（遂行状況の報告等）

第 13 条 知事は、必要があると認めた場合は、補助事業者及び関係機関に対し、補助事業の遂行状況の報告を求め、又は必要な調査を行うことができる。

（財産の処分の制限等）

第 14 条 事業実施主体は、補助事業により取得した、規則第 19 条第 1 項に規定される財産のうち、当該財産の取得価格又は効用の増加価格が 50 万円を超える施設財産、機械、器具等（次項において「施設財産等」という。）については、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号）に定められている耐用年数に相当する期間内において、補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供して

はならない。ただし、知事が特に必要があると認めた場合は、この限りでない。

- 2 知事は、施設財産等を補助金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、廃棄し、貸し付け、又は担保に供することを承認しようとするときは、その交付した補助金の全部又は一部に相当する金額を県に納付すべきことを命ずることができる。
- 3 事業実施主体は、施設財産等について、別記第8号様式による取得財産等管理台帳を備え管理しなければならない。
- 4 補助事業者は、当該年度に施設財産等があるときは、第9条の補助金実績報告書に別記第9号様式による取得財産等管理明細表を添付しなければならない。

(事業成果のフォローアップ)

第15条 補助事業者は、補助事業の実施年度の翌年度からおおむね5年間、補助事業の成果等についてフォローアップを行うものとし、知事は、必要に応じ、別途定める様式により、市町村に報告を求めることができるものとする。

(グリーン購入)

第16条 補助事業者は、補助事業の実施において、物品等を調達する場合は、県が定める「高知県グリーン購入基本方針」に基づき、環境物品等の調達に努めるものとする。

(情報の開示)

第17条 補助事業又は補助事業者に関して、高知県情報公開条例（平成2年高知県条例第1号）に基づく開示請求があった場合は、同条例第6条第1項の規定による非開示項目以外の項目は、原則として開示を行うものとする。

(委任)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。
- 2 この要綱は、令和8年5月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき交付された補助金については、第7条、第9条第4項、第14条第1項から第3項まで及び第15条から第17条までの規定は、同日以降もなおその効力を有する。

附 則

- 1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月28日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月19日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、同年3月19日から施行する。
- 2 第5条第1項の規定による申請は、この要綱の施行の日前においても行うことができる。

附 則

- 1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 23 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条第 1 項、第 10 条及び第 11 条の規定は、同年 3 月 21 日から適用する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 20 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条の規定は、同年 3 月 23 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条、第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 26 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項第 5 号、第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 22 日から適用する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 4 条及び第 5 条第 1 項の規定は、同年 3 月 22 日から適用する。